

2011年6月1日

東京地方検察庁検事正殿
警視庁警視総監殿
警視庁生活環境課 課長殿

〒105-0001 東京都港区虎ノ門2丁目5番4号末広ビル5階

特定非営利活動法人 トラ・ゾウ保護基金 (JTFF)
事務局長 坂元雅行 (弁護士)

象牙違法取引事件 (2011年5月11日逮捕)

に関する要望書

当会は、野生生物の生息地における保全活動及び保全に関する調査研究・政策提言・普及啓発等の活動を行う NGO です。絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約 (ワシントン条約)、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律 (種の保存法) 及びこれらの法執行についても、活動の中心的課題の一つとして取り組んできたことから、標記事件に関し以下のとおり要望いたします。

要望の趣旨

1 組織犯罪の糾明・厳正な処罰

本件象牙製造業者らに本件象牙を譲り渡した本件古物商らと暴力団関係者との関係、さらに本件象牙製造業者らがこれまでに行ってきた象牙取引に対する暴力団関係者の関与の可能性について徹底糾明し、厳正な処罰を追求してください。

2 本件被疑者らとそれ以外の象牙取引を業とする者との間の違法な象牙譲渡し等の糾明・厳正な処罰

本件象牙製造業者らとそれ以外の象牙取引業者との間で、あるいは本件古物商らと本件象牙製造業者ら以外の業者との間で違法な象牙の譲渡し等が行われていた可能性について徹底糾明し、厳正な処罰を追求してください。

3 密輸出入の糾明・厳正な処罰

押収された象牙の入手先 (本件古物商らの入手先を含む)、特にそれらが密輸入品に由来しないかどうか、また既に行なわれた加工によって生じた端材が密輸出された可能性がないか徹底糾明し、密輸出入にかかわった者らに対して厳正な処罰を追求してください。

4 無登録譲渡し等以外の種の保存法違反の糾明・厳正な処罰

本件象牙製造業者らによる、虚偽登録 (法第59条第1項第3号)、登録票のみの譲渡し等 (法第63条第1項第6号)、譲受けの届出義務違反 (同)、報告徴収における虚偽報告あるいは立入検査における虚偽陳述 (同7号)、象牙製品の虚偽認定 (同8号) の可能性について徹底糾明し、厳正な処罰を追求してください。

要望の理由

1 組織犯罪の可能性

野生生物は人類存続の基盤である生物多様性の構成要素である一方、銃、薬物と共にブラックマーケットの3大商品といわれ、国際シンジケートの資金源ともなっています。そこで、野生生物犯罪” Wildlife Crime” という犯罪類型を認識して、国際刑事警察機構などを中心に対策が講じられるようになりました。

<http://www.interpol.int/Public/EnvironmentalCrime/Wildlife/WorkingGroup/Default.asp>

国際刑事警察機構／野生生物犯罪作業部会によれば、野生生物犯罪は、「世界の野生動植物種を、国内法あるいは国際法に違反して捕獲し、取引しあるいは所持する行為である」と定義されています。

<http://www.interpol.int/Public/EnvironmentalCrime/Wildlife/Default.asp>

特に象牙については、歴史的に大きな利益を生むブラックマーケットの商品であり、内外の常習的に暴力的不法行為等を行なう組織の資金源とされてきました。たとえば、わが国でも、2006年に発生した608点(2,409kg)の未加工象牙(カット・ピース)および17,928点(385kg)の象牙製印材の無許可輸入事件(大阪地方裁判所 平成19年(わ)第1033号 関税法違反被告事件)においては、背後に韓国人の犯罪者グループが存在しました。すなわち、韓国籍の依頼人が、日本人の暴力団に関係があると報道されていた被告人に輸入名義人になることを依頼し、通関費用などは一味の韓国人が用意することになっていたものです。この事件では、密輸の依頼人は特定できたものの既に逃亡していたため、国際手配が行なわれました。

2 本件被疑者らとそれ以外の象牙取引を業とする者との間の違法な象牙譲渡し等の糾明・厳正な処罰

本件象牙製造業者らでないしその経営する株式会社タカイチは、象牙製造業者によって構成される大阪所在の事業協同組合及び同種組合の全国組織の構成員です。これらの組織は、東京及び大阪の組織の構成員間で加工用原材料象牙を取り引きする「交換会」を定期的に開催しています。また、それ以外の機会にも同業者間で原材料象牙の取引が日常的に行われております。このような実態を踏まえると、本件被疑者ら以外の象牙製造業者が、本件に関与しあるいは同種の違法取引に関与していた可能性があります。

この点は、本件象牙製造業者ら(株式会社タカイチ)の業界における特異な地位に鑑みて、特に町長されるべき点です。すなわち、本件象牙製造業者らは、日本最大の象牙在庫を有し、加工用材料に供される象牙の価格形成に圧倒的な影響力を持つということは業界内では周知の事実です。特に本件象牙業者らの父親は、長年にわたって業界一の実力者であり、関係業界団体においても、例えば以下の要職についてきました。

元・日本軽工業品輸入組合 象牙部会長
元・大阪象牙美術工芸協同組合 理事長
元・日本象牙美術工芸組合連合会 会長
元・関西印判用品製造家連盟 理事長
元・西日本印判用品商工連合会 会長

3 密輸出入の糾明・厳正な処罰

(1) 密輸入について

本件象牙業者らを含め、大手の象牙製造業者らは、未加工象牙および磨き牙の買い取りを積極的に広告しています(添付資料参照)。現に、公式に輸入された象牙(1999年及び2009年)以外にも、条約適用前に国内で取得された象牙として、象牙(ホール・タスク)の登録が毎年行なわれています。たとえば、2005年には3,877.07Kg(252本)の象牙が新たに登録されています。2005年1月～2006年1月のデータによれば、新規に登録されたホール・タスク 279

本中 246 本（88%）が象牙事業者以外の者が登録を受けたものでした（環境省資料による）。

しかし、1990 年の取引禁止後、20 年以上を経過してなお、これだけの象牙が個人から供給され、業者の在庫を増加させ続ける実態は一見して奇異といえます。この現象の説明としては、1970 年代の早い時期に象牙業者が投資の対象として磨き牙の需要が高くなり、その当時買入れられたもの、という仮説が業界関係者によって語られています。しかし、そこでは、オイルショックに続く 1974 年以降、収集家は象牙に何の興味も示さないようになり、すでに買い込んでいた人々の中には店に売り戻そうとした者もいた事実が語られていません。しかも上記の時期から今日までの間に既に 35 年以上が経過しているのですから、現時点で 1970 年代当時の象牙が大量に個人に所有されている根拠としてはあまりに薄弱と言わざるを得ません。上記のような仮説に依存することは、出所違法な象牙のロンダリングを見逃すことにつながりかねません。

以上の点から、本件象牙製造業者らの在庫象牙の出所を徹底糾明し、関税法違反、外為法違反摘発の可能性が追及されるべきと考えられます。

（2）密輸出について

ホール・タスクやカット・ピースから印章を削り出す際、必然的に端材が生じます。また、7-8kg 以下の小型のホール・タスクは印章製造には使用できません。これらの端材や小型のホール・タスクは、アクセサリー等印章以外の象牙製品加工に使用せざるを得ないのが実情です（現代印章 1999 年 6 月号）。そこで、ワシントン条約によって象牙取引が禁止される以前は、端材や小型のホール・タスクの一部はアクセサリー原材料として日本から香港や台湾へ再輸出されていました。

今日ではこれら端材の販路は、主として象牙アクセサリー加工用に国内業者に販売するしかありません。しかし、そのような国内需要は、非常に小さいのが現実です。その結果、象牙端材は大量に在庫せざるを得ない状況になっていると考えられます。このことは、国内でも最大級の量のホール・タスク加工を行なう本件象牙製造業者らについて特に良く当てはまります。

このような事情は、象牙端材の違法な輸出を行なう動機となる可能性がありますので、関税法違反、外為法違反の輸出についても、摘発の可能性が十分に追及されるべきと考えられます。

4 無登録譲渡し等以外の種の保存法違反の糾明・厳正な処罰

象牙の譲渡し等にもなう譲渡規制及び業の規制に関する直罰規定への該当性は、監督官庁である環境省及び経済産業省に対する照会を徹底しつつ、ひとつひとつ丹念に追及されるべきだと考えられます。

虚偽登録（法第 5 9 条第 1 項第 3 号）、登録票のみの譲り渡し等（法第 6 3 条第 1 項第 6 号）、譲受けの届出義務違反（同）、報告徴収における虚偽報告あるいは立入検査における虚偽陳述（同 7 号）、象牙製品の虚偽認定（同 8 号）が、これにあたります。

特に、登録を欠く譲受け象牙について虚偽の申請によって象牙製品の認定を受けること（法第 6 3 条第 1 項第 8 号）は、卸売業者、小売業者のみならず一般消費者までも巻き込んだ行為となりますので、この点の捜査が徹底されるべきだと考えられます。

以上の理由から、要望の趣旨のとおり要望いたした次第です。

以上